

山梨県立大学履修・単位認定に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2209号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則（以下「学則」という。）第22条第2項及び第26条第2項の規定に基づき、授業科目（以下「科目」という。）の履修方法・単位認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目、各授業科目別の単位数等は、全学共通科目については別表1、専門科目については別表2、教職課程科目については別表3のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、原則として、毎学期授業期間の開始前に、履修しようとする科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

- 2 学生は、成績評価で不合格になった科目について、改めて履修登録することができる。
- 3 履修登録をした科目の訂正又は取り消しは、定められた手続きによる以外は認めない。

(履修の制限)

第4条 次の各号に掲げる科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない科目
- (2) 既に単位を修得した科目
- (3) 授業時間が重複する科目（集中講義、実習等を除く。）
- (4) 複数開講されている同一の科目

2 学長は、次の各号に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

- (1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するために、特定の学生に対して科目を指定することが必要と認められるとき
- (2) 特定の科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき

(試験等)

第5条 学則第25条に規定する試験等は、原則として、授業期間内に行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、科目によっては随時試験等を行うことができる。
- 3 前2項に定める試験等の方法は、科目の担当教員が定める。

(成績評価・単位認定)

第6条 科目の担当教員は、試験等により、当該科目の学修を評価し単位を認定するものとする。

- 2 前項の学修の評価は、学則第26条の規定に基づき、S、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とする。ただし、合否のみの評価によって単位認定を行う科目については、合格をRで表す。
- 3 前項に規定する評語は、次に掲げる基準及び得点の区分に応じて標記する。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

(再履修)

第7条 単位の修得が認められなかった科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験等を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、追試験願(様式1)に前項の理由を証明する書類を添えて申請するものとする。

3 追試験の方法は、科目の担当教員が定める。

(再試験)

第9条 試験等の結果が不合格となつた者については、再試験を行うことができる。

2 再試験は、1回限りとする。

3 再試験を受けようとする者は、再試験願(様式2)を申請するものとする。

4 再試験の方法は、科目の担当教員が定める。

(追試験・再試験の評価)

第10条 追試験及び再試験の評価は、次の各号のとおりとする。

(1) 追試験は、得点の8割をもって評価点とした上、その他の試験等による評価点がある場合はこれを含めた合計得点に対し、第6条第3項の規定を準用する。ただし、次の事由によって試験等を受けることができなかつた者については、追試験の得点を減点しない。

- 1) 学校保健安全法に定められている感染症により大学が出席停止を命じた場合
- 2) 親族の死亡・葬儀(3親等以内)
- 3) 交通機関の事故等
- 4) 重大な災害
- 5) その他、学部長が認めた事由

(2) 再試験は、100点満点法により評価し60点以上の得点をCとする。

(試験等を受けることができない者)

第11条 試験科目の出席時間数が講義及び演習において授業時間数の3分の2に満たない者、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない者は、試験その他の審査による評価を受けることができない。

(不正行為)

第12条 試験等(第8条及び第9条に規定する試験を含む。)において不正行為を行った者は、当該学期の科目の履修が全て無効となるほか、学則第33条の規定に基づき懲戒の対象とされる。

(成績評価に対する異議申立)

第13条 学生は、自己の各科目の成績評価について異議を申し立て、審査を受けることができる。

2 異議の申立に関する手続きについては、別に定める。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、科目の履修方法等に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 3 月 2 6 日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施工期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前から引き続いて在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件（以下「授業科目等」という。）については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。
- 3 在学者に係る PENTAS YAMANASHI 科目の最低必修単位については、別に定める。
- 4 この規程の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

(様式1)

追 試 験 願

令和 年 月 日

山梨県立大学学長 殿

学籍番号

氏 名

印

私は、下記の理由で、定期試験を受験できませんでしたので、これを証明する書類等を添付して追試験を申し込みます。

定期試験実施日 令和 年 月 日 (限)

科目名 _____

担当教員 _____

欠席理由 _____

証明書類 *添付する書類番号に○印

- 1 医師の診断書 (本人の病気、けが)
- 2 会葬礼状 (3親等内の葬儀)
- 3 被災証明書 (災害)
- 4 事故証明書 (交通事故)
- 5 遅延証明書 (交通機関の遅延 *駅などで発行)
- 6 その他証明書類 (その他やむを得ないと認められる事由)

(様式2)

再 試 験 願

令和 年 月 日

山梨県立大学学長 殿

学籍番号

氏 名

印

私は、下記の科目が不合格のため、再試験をお願いいたします。

記

定期試験実施日

令和 年 月 日 (限)

試 験 科 目

担 当 教 員

印